

第1回 恵那市武並町道の駅検討委員会 次第

日時：令和5年11月17日（金）

午前10時00分～

場所：恵那市役所 会議棟 中会議室

1. 開会
2. 委嘱書の交付
3. 市長あいさつ
4. 会議の成立
5. 委員会要綱の説明
6. 会長・副会長の選出
7. 議事
 - （1）武並町道の駅のこれまでの経緯（資料 p1～p3）
 - （2）道の駅基本計画の策定について（資料 p4～p9）
 - （3）武並町道の駅運営検討委員会について（資料 p10～p15）
8. その他
9. 閉会

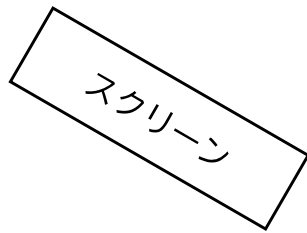
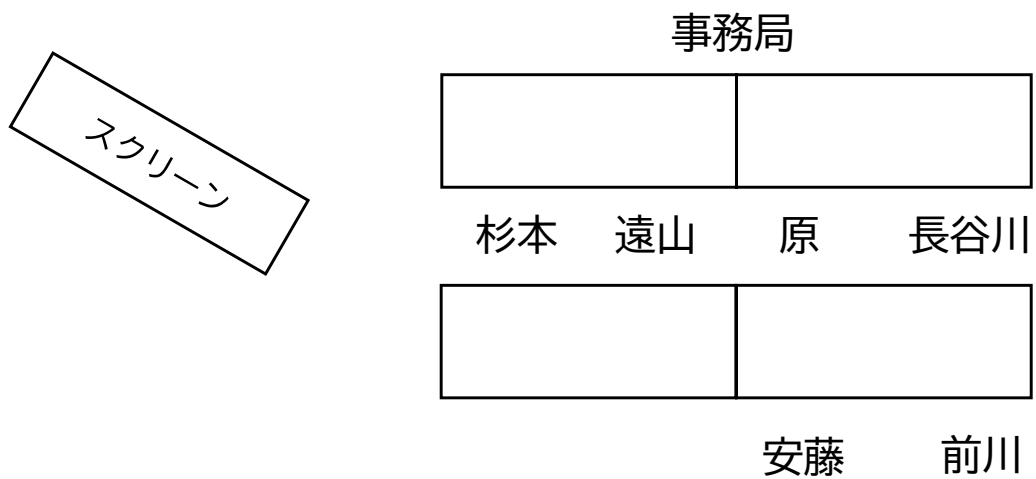
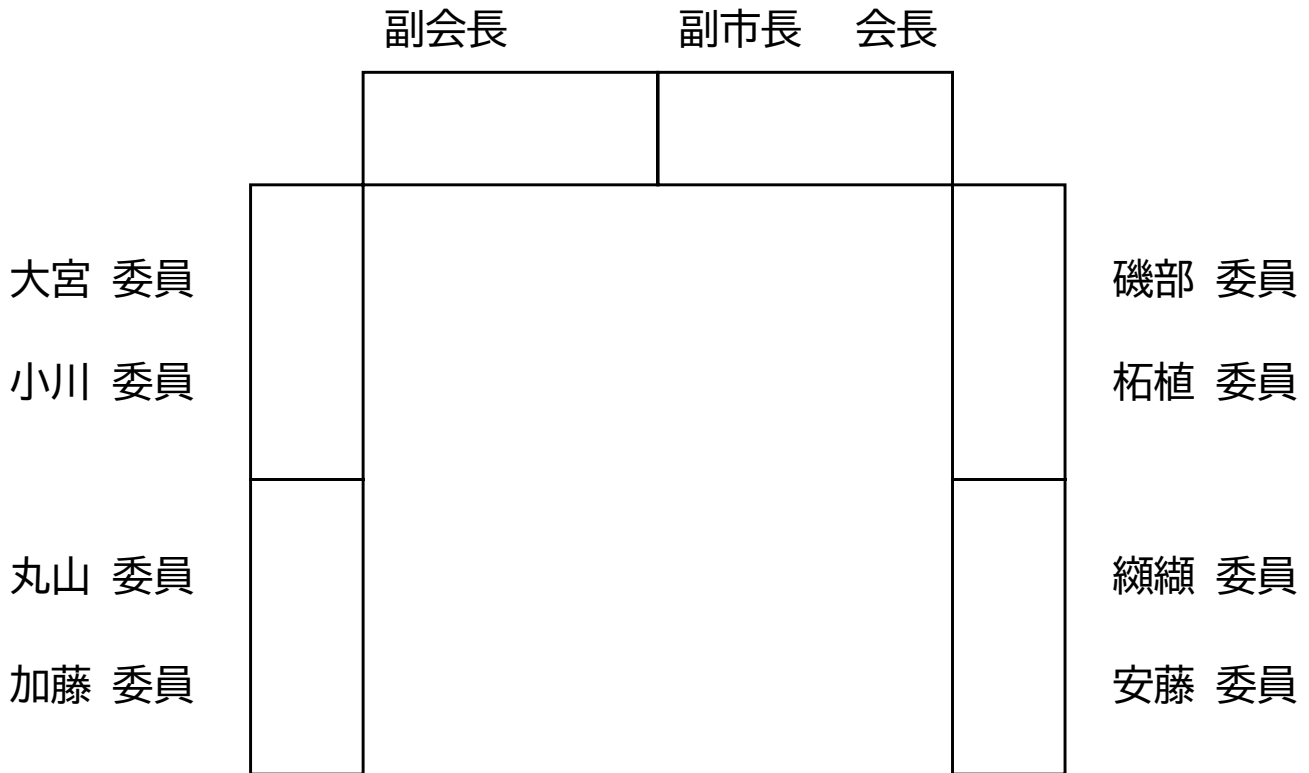
令和5年度 武並町道の駅検討委員会名簿（敬称略）

令和5年11月17日

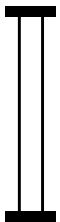
役 職	氏 名	所 属	
委員	磯部 友彦	中部大学工学部都市建設工学科 教授	（１）学識経験を有する者
委員	柘植 昭男	中野方地域協議会 会長	（３）地域自治区を代表する者
委員	渡辺 武彦	武並地域自治区 会長	（４）武並町地域自治区を代表する者 （５）武並町自治会を代表する者
委員	瀬瀬 鍊一	武並駅周辺整備検討委員会 委員長	（６）武並駅周辺整備検討委員会を代表する者
委員	安藤 克典	恵那商工会議所 専務理事	（７）恵那商工会議所を代表する者
委員	澤田 利文	恵那市金融協会 代表	（８）金融機関関係者
委員	大森 将人	武並町道の駅運営検討委員会 委員長	（９）道の駅運営関係者
委員	大宮 勇輝	武並町道の駅運営検討委員会 副委員長	
委員	小川 智明	恵那市観光協会 専務理事	（１０）市長が特に必要と認める者
アドバイザー	丸山 保昭	多治見砂防国道事務所 計画課長	アドバイザー
アドバイザー	加藤 忠士	恵那土木事務所 副所長	

座席表

日時：令和5年11月17日（金）10：00～
会場：恵那市役所 会議棟 中会議室A・B

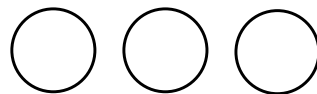


出入口



受付

傍聴席



恵那市武並町道の駅検討委員会設置要綱

令和5年6月12日告示第82号

(設置)

第1条 恵那市武並町道の駅基本計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項を検討するため、恵那市武並町道の駅検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進のための提言及び助言に関する事項
- (3) 計画の見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) まちづくりに関して優れた識見を有する者
- (3) 地域自治区を代表する者
- (4) 武並町地域自治区を代表する者
- (5) 武並町自治会を代表する者
- (6) 武並町駅周辺整備検討委員会を代表する者
- (7) 恵那商工会議所を代表する者
- (8) 金融機関関係者
- (9) 道の駅運営関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

3 委員会は、前項の委員のほか、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

4 アドバイザーは、市長が委嘱する。

5 アドバイザーは、委員会の求めに応じて委員会の会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、道の駅に関し専門的な調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を1人置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の部会員がその会務を代理する。

(専門部会の招集及び議事)

第8条 専門部会の会議（以下この条において「部会会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会会議は、会長が招集する。

2 専門部会は、部会員の過半数が出席しなければ、部会会議を開くことができ

ない。

- 3 部会会議の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 部会長は、専門部会の検討が終了したときは、当該検討の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

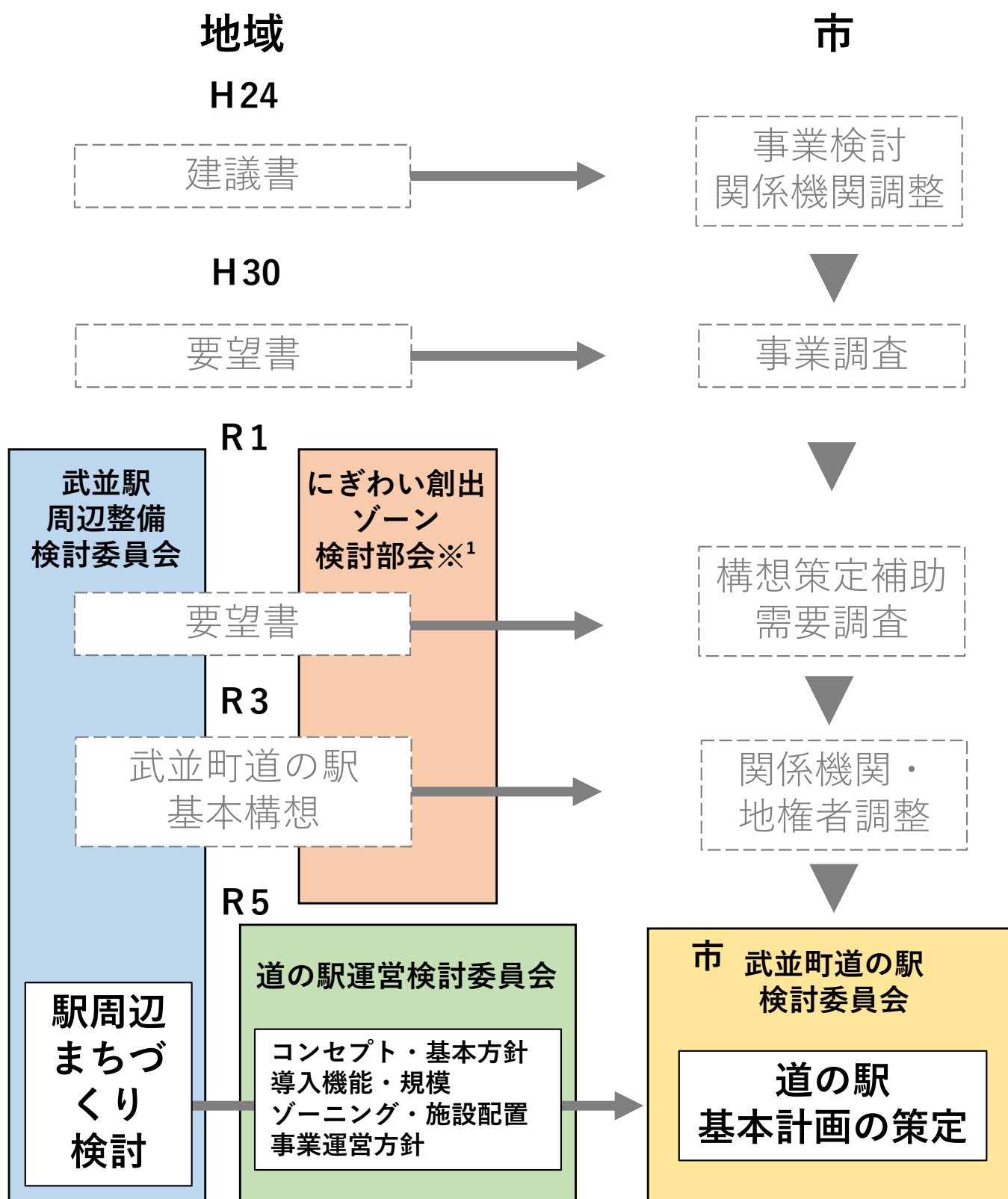
第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

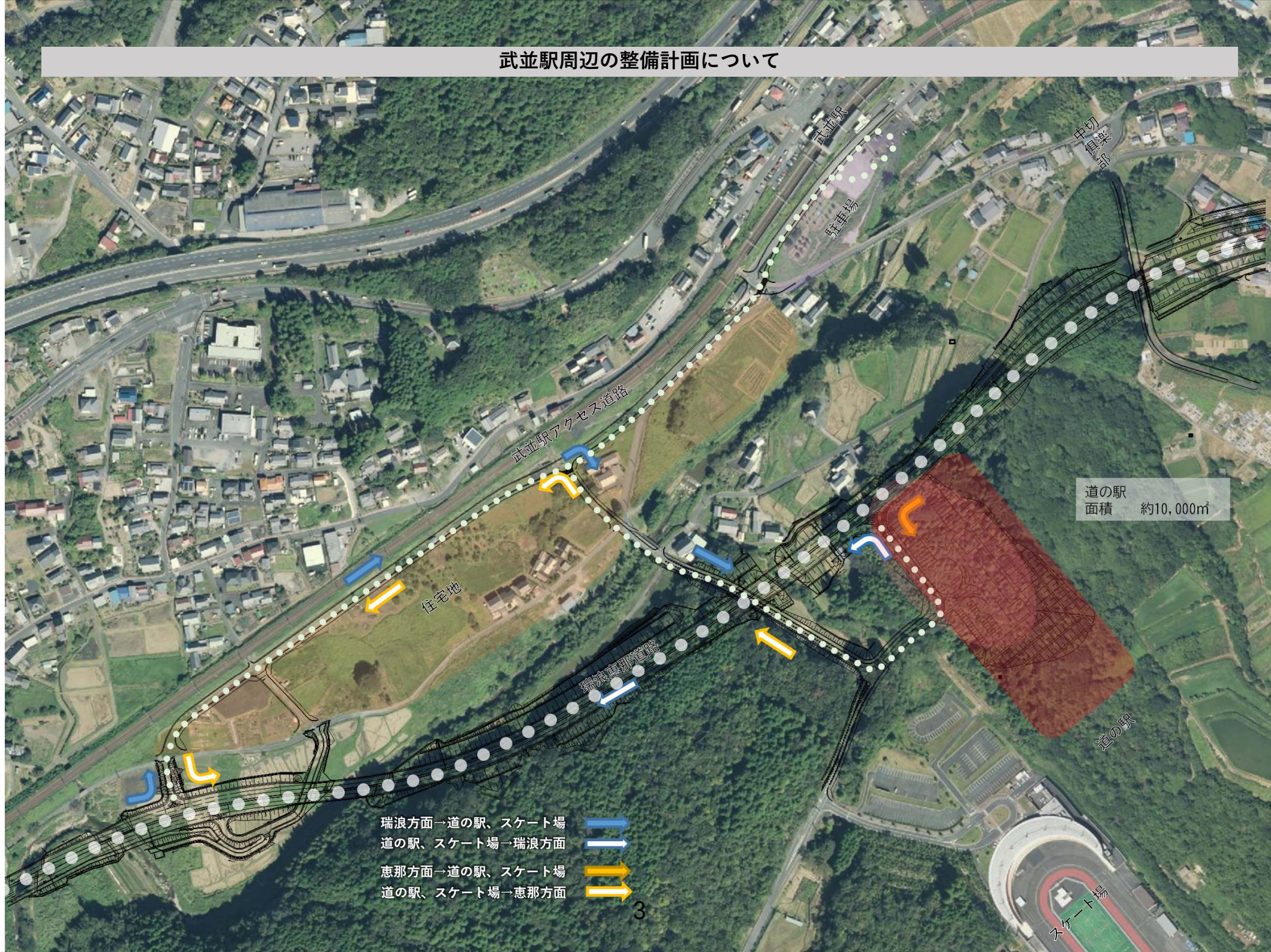
令和5年度 恵那市武並町道の駅検討委員会 スケジュール

日付	委員会項目	委員会内容
令和5年11月17日	第1回委員会の開催	(1) 武並町道の駅のこれまでの経緯 (2) 道の駅基本計画の策定について (3) 武並町道の駅運営検討委員会について
1月	第2回委員会の開催	骨子案をもとに内容検討
3月	第3回委員会の開催	計画案を提示
3～4月	パブリックコメント、計画策定	パブリックコメント結果に基づき、必要に応じて委員会を開催



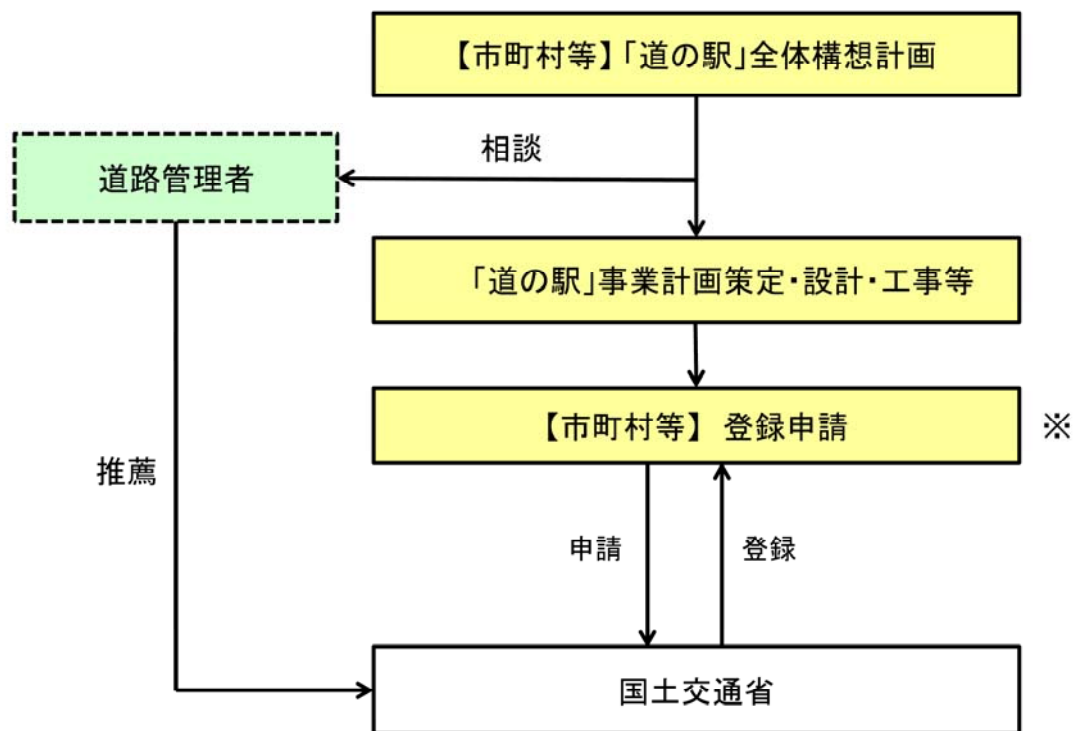
※¹にぎわい創出ゾーン検討部会：駅周辺の中で、スケート場の北に位置する土地の利活用について協議
道の駅を整備するという結論で終了

武並駅周辺の整備計画について



道の駅基本計画の策定について

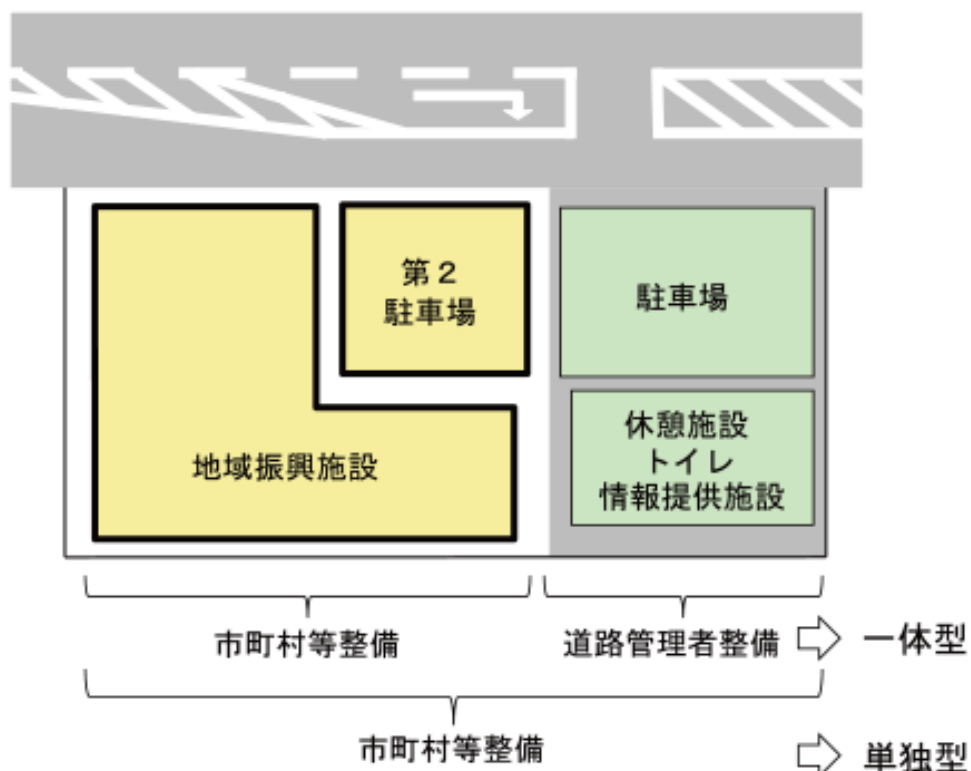
1. 「道の駅」整備フロー



※申請は、各地方整備局を經由

出典：国土交通省HP

整備主体と整備内容



出典：国土交通省HP

2. 道の駅について

(1) 道の駅の基本機能

道の駅は、次の3つの機能を併せ持つ休憩施設です。また、道の駅として登録するための登録要件として3つの機能を設置する必要があります。

○休憩機能

…道路利用者のためのトイレ休憩、疲れや気分のリフレッシュができる機能。

例として、駐車場やトイレの他、シャワーや足湯等の温浴施設、運動機器等があります。

○情報発信機能

…道路利用者や地域の方々のための情報発信の機能。

例として、道路情報や地域の観光情報、緊急医療情報などを提供する案内板や案内所の他、看板や施設の形状、地場物産の販売、資料館、展示等のイベント等があります。

○地域の連携機能

…「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行う機能。文化や教養、観光等、「道の駅」を契機とする広域的な連携と交流により活力ある地域づくりが促進されます。

例として、文化ホールや広場等で行う交流イベント、地域雇用の創出、地産地消等による産業の活性化などがあります。

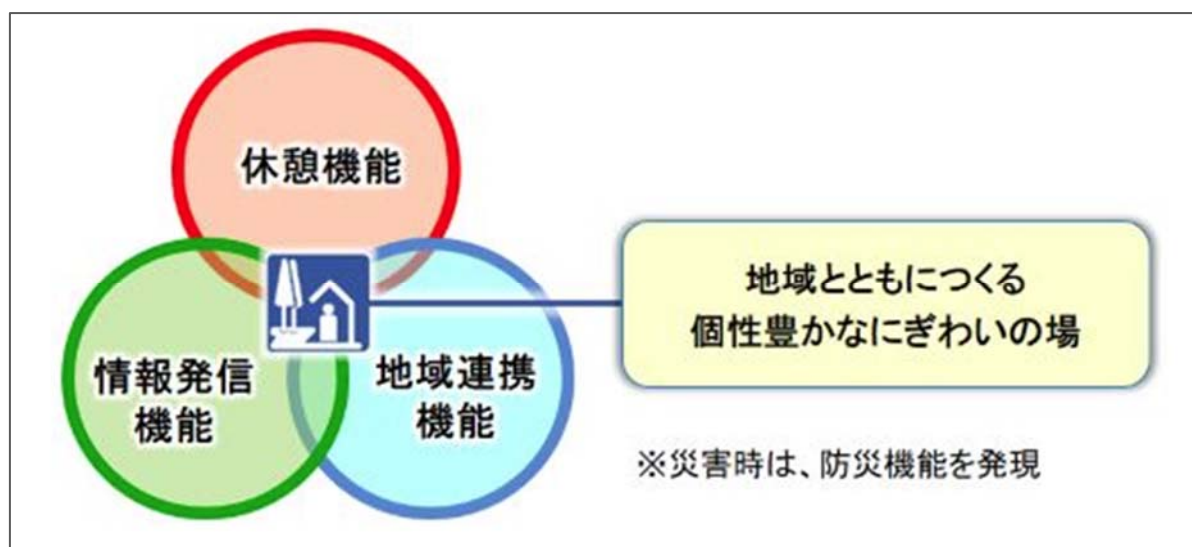


図 道の駅の基本機能のイメージ図

出典：国土交通省 HP

道の駅の現状について

道の駅は、現在 1209 駅(中部ブロック 135 駅、岐阜県内 56 駅)あります。道の駅の認定を行っている国土交通省は、令和2年より「道の駅は第3ステージを迎え、新たな取り組みが必要である」と発表しており、社会情勢や設置数の増加にあわせて、以下のように位置づけが変わってきました。

○第1ステージ:平成5～24年(1993～2012年)

…「通過する道路利用者へのサービス提供の場」として、道の駅沿いの道路利用者の休憩所の位置づけ

○第2ステージ:平成25～令和元年(2013～2019年)

…「道の駅自体が目的地となる場」として、道の駅が地域内外から観光の目的地の一つに選ばれるように、第1ステージの休憩機能から複合機能をもつ拠点の位置づけへ変化

○第3ステージ:令和2年～(2020年～)

…「地方創生・観光を加速する拠点であり、ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献できる場」として、道の駅自体が拠点であるとともに、他の拠点等との連携を図ることで、第2ステージの拠点づくりから地域づくり等のより広い範囲を対象とした位置づけへ変化

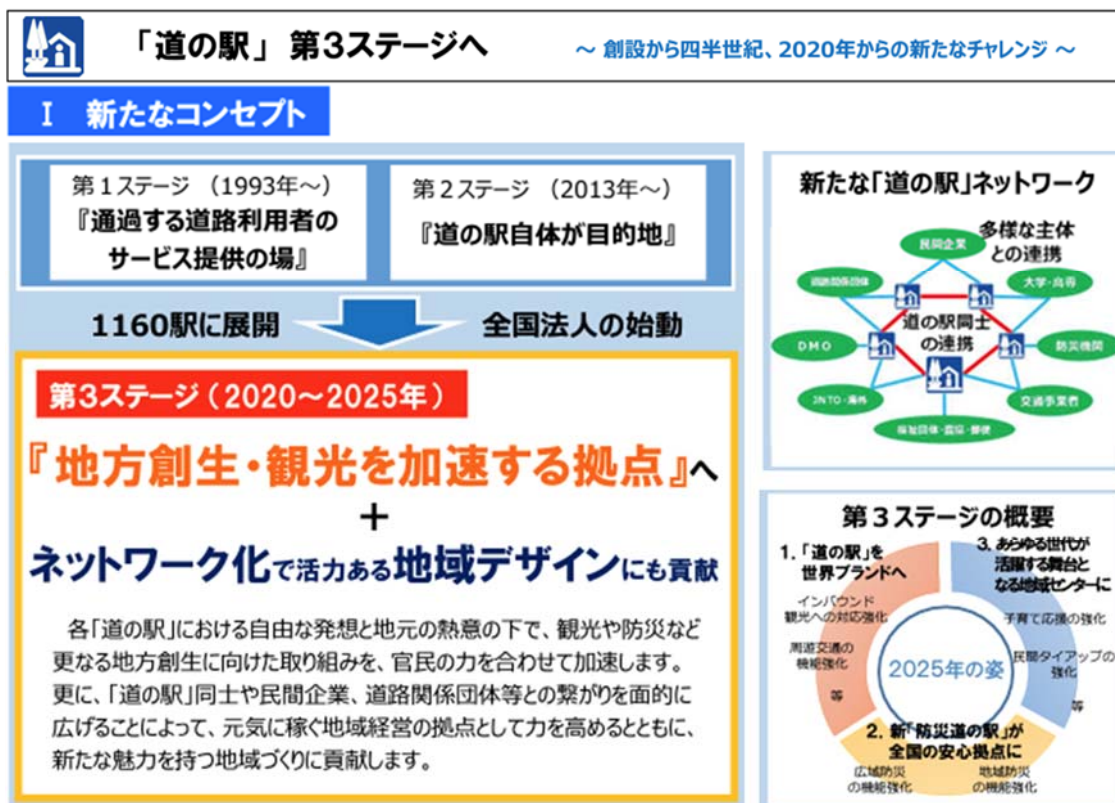


図 道の駅第3ステージのイメージ図

出典:国土交通省 HP



○道の駅の登録要件である3つの基本的な機能を踏まえた上で、第3ステージに適応した周辺地域や恵那市全体と連携した計画が必要

③ 道の駅「上矢作ラ・フォーレ福寿の里」(恵那市)

キャンプ場やコテージ等の自然体験施設との一体的な活用が図られている道の駅

計画地からの距離	車で約 31 分、23.9 km
主な施設	食堂、物販(農産物等の物販)、軽食、無料休憩所、情報コーナー、キャンプ場「モンゴル村」、越沢コテージ、かわせみ(コテージ) 等

④ 恵那市観光物産館「えなてらす」(恵那市)

恵那駅に隣接している観光案内所兼特産品等の物販を行っている施設

計画地からの距離	計画地から車で約 9 分、移動距離 5.4km
主な施設	観光案内所、物販(特産物、農産物等)

⑤ 道の駅「瑞浪市の新たな道の駅」(釜戸に計画中)(瑞浪市)

瑞浪市で計画されている川辺に面した平場でのアウトドアアクティビティを軸とした道の駅
国道 19 号瑞浪恵那道路の供用開始に合わせた道の駅の開業を目指している。

計画地からの距離	計画地から車で約 11 分、移動距離 7.5km
主な施設	よろずや(日用品)、子育て支援施設、飲食施設、特産品販売施設、アウトドアアクティビティ施設、チャレンジ広場、イベント広場 等

⑥ 瑞浪市農産物等直売所「きなあた瑞浪」(瑞浪市)

農家の庭先モールとして、農産物の販売を行っている直売所

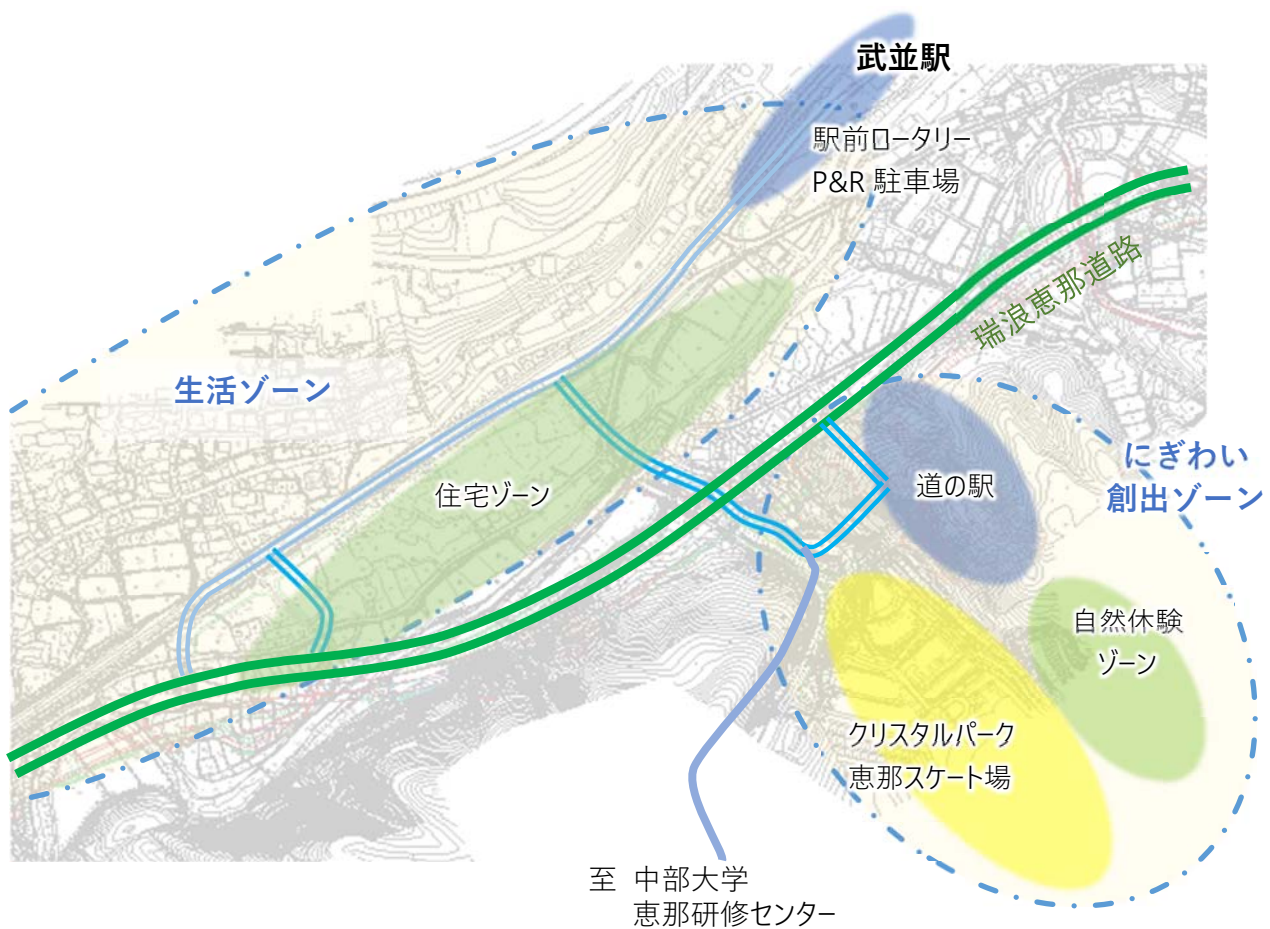
計画地からの距離	計画地から車で約 15 分、移動距離 11.4km
主な施設	物販施設(地場野菜・瑞浪ポーノポーク等)、飲食施設、土産、軒下専門店(塩干物・焼き物等)、BBQ 場



○周辺の道の駅と重複してよいものと、差別化を図った方がよいものを整理し、本計画の道の駅の導入機能を検討する必要があります。

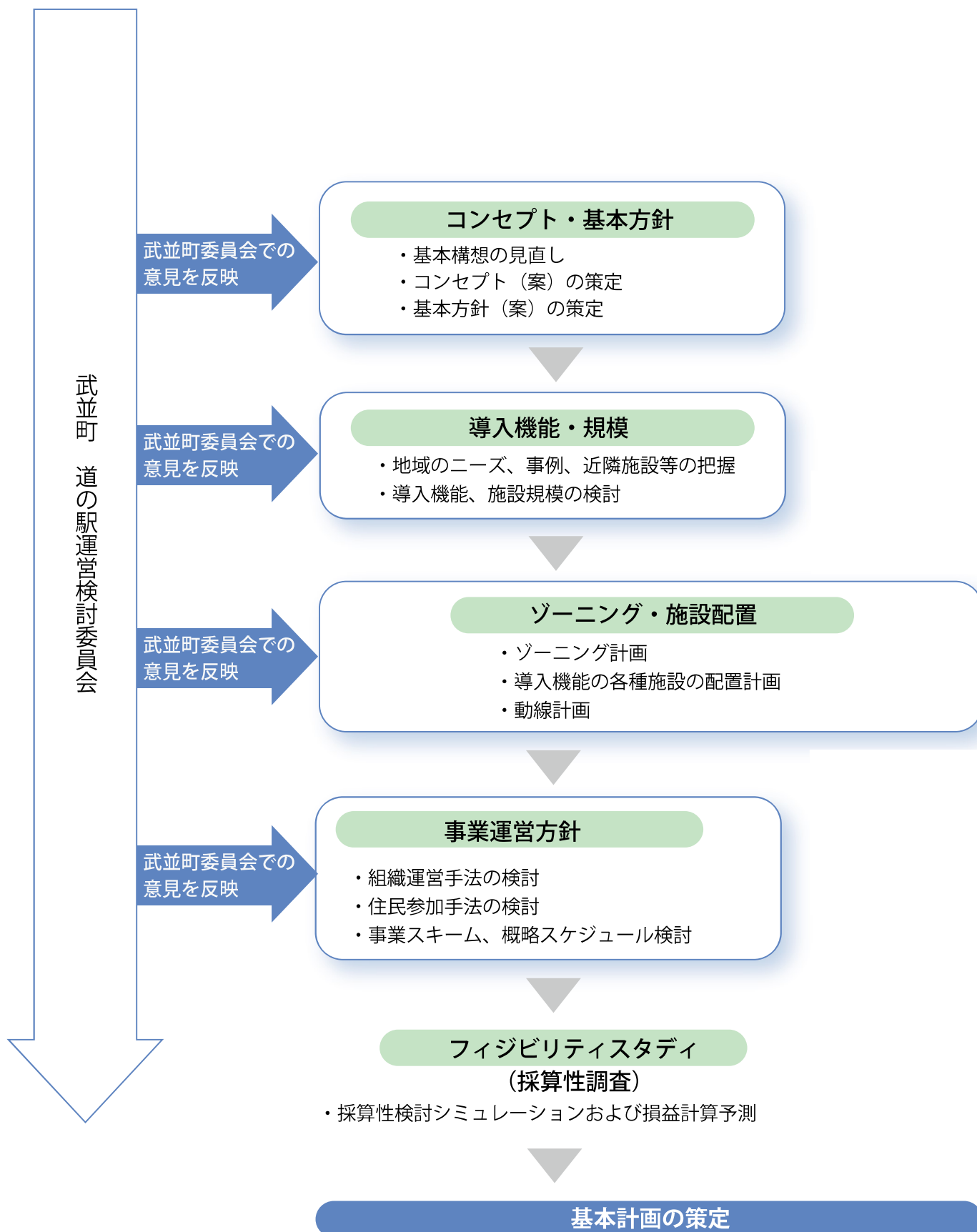
- ◆農産物や特産品の販売について、周辺の道の駅等でも販売されていますが、同規模程度であれば競合しにくいと考えられます。
- ◆以下の施設は、差別化を図るため避けることが望ましいと考えます。
 - ・道の駅「そばの郷 らっせいみさと」のそばの体験施設
 - ・道の駅「上矢作ラ・フォーレ福寿の里」の宿泊施設
 - ・瑞浪市の計画中の道の駅の平場のアウトドアアクティビティ

4. まとめ



- 道の駅の登録要件である3つの基本的な機能「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域の連携機能」を踏まえた上で、第3ステージに適応した周辺地域や恵那市全体との連携が必要である
- 周辺の道の駅と重複してよいものと、差別化を図った方がよいものを整理し、道の駅に導入する機能を検討する必要がある
 - ・農産物や特産品の販売について、周辺の道の駅等でも販売されているが、同規模程度であれば競合しにくいと考えられる
 - ・「そばの体験施設」、「宿泊施設」「平場のアウトドアアクティビティ」は、周辺の道の駅との差別化を図るため、避けることが望ましい

武並町道の駅運営検討委員会での検討項目



道の駅運営検討委員会

No.	役 職	氏 名	住所	備考
1		大宮 勇輝	武並町竹折1041番地3	ぼん太
2		曾我佳奈子	武並町藤727番地1	
3		澤木 留美	武並町竹折1020番地5	rucipio
4		金子 幸弘	武並町竹折199番地289	馥郁農園
5		大森 將人	武並町竹折1264番地1	嵯峨乃や
6		中崎 喜美子	武並町竹折1087番地4	ハンス武並
7		田中 宏明	武並町竹折1624番地2	たけとんぼ
8		土屋 香織	武並町竹折1154番地1	
9	顧 問	瀬瀬 鍊一	武並町藤113番地20	駅周辺整備検討委員会 委員長
10	顧 問	中嶋 元則	武並町竹折1696番地136	市議会議員 駅周辺検討委員会顧問
11	顧 問	渡辺 武彦	武並町竹折1283番地2	武並自治区会長 駅周辺検討委員会委員
12	顧 問	林 憲二	武並町藤1806番地1	駅周辺整備検討委員会 副委員長
13	顧 問	西尾 義男	武並町竹折1695番地23	駅周辺整備検討委員会 副委員長
14	事 務 局	各務 義臣	武並振興事務所長	
15	事 務 局	林 雅樹	武並振興事務所	

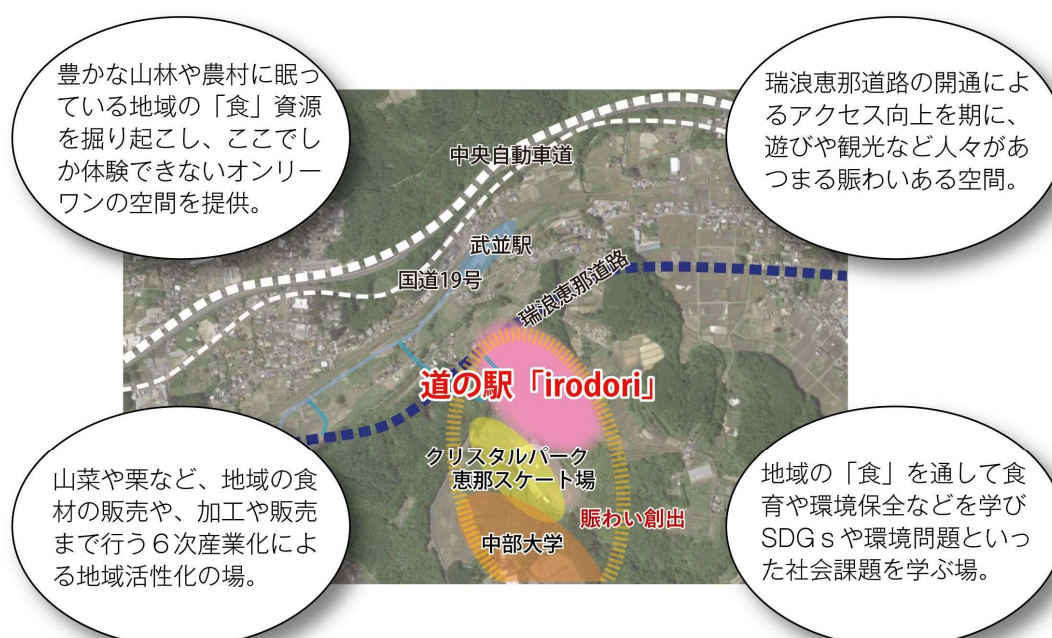
1.整備コンセプト案

地域住民だけでなく、市民や観光客等の道路利用者を含めて広く、ここにしか無い非日常を体験できる道の駅を目指します。地域の人々と共に、地域資源を活かした武並ならではの価値を創出し、新しい武並のシンボルとなる場所とします。

「道の駅 irodori※ 未来へはばたくたけなみ」

※irodori または iroDori

「irodori」という言葉は、樹に実ったたくさんの果実のように、みんなが生き生きとしている場所をイメージしており、また、「未来」という言葉には、常に進化し、いつも違った発見がある場所にしたいという思いが込められています。



2.道の駅全体の基本方針

第4回武並町道の駅運営検討委員会において、道の駅に求められる機能を「食の道の駅」であることが示されました。そこで、下記の通り3つの基本方針とします。



3. 必要な導入機能の整理

持続可能で個性豊かな、多くの人に愛される「未来へはばたく武並 道の駅 irodori」を目指し、道の駅に必要な4つの基本機能と8つの配置施設を設定し、以下に整理します。

① 地域連携機能

物販施設、飲食施設、体験施設、交流創出施設で構成し、地域の「食」を通して「にぎわい」「ふれあい」「未来」のirodoriを担う施設整備を検討します。地元の食材を使った六次産業化への取り組みや、収穫や加工の体験などここにしかない非日常的な体験を提供し、地域のシンボリックな存在とします。



道の駅やちよ
農業交流センターの調理室

② 情報提供機能

情報提供施設（道路情報、観光情報、魅力発信等）において、道路交通に必要な情報はもちろん、地域の観光地やイベントなどの情報を提供することで、地域のPRや集客など、地域活性化に役立つ場とします。



道の駅 歌舞伎の里大

③ 休憩機能

休憩施設（駐車場、トイレ）も快適で魅力的な場とすることで、立ち寄ってみたいくなる道の駅とします。



道の駅とよはし

④ 防災機能

災害時には適切に機能する防災施設（防災広場、備蓄倉庫）となるよう、適切な規模と利用しやすい設備の設置を検討します。



道の駅 筑前みなみの里

道の駅基本機能				導入施設	基本方針との整合		
地域連携	情報提供	休憩	防災		にぎわい	ふれあい	未来
■				(1) 物販施設	○	○	
				(2) 飲食施設	○	○	
				(3) 体験施設	○		○
				(4) 交流創出施設	○	○	○
	■			(5) 情報提供施設		○	○
		■		(6) 休憩施設	○	○	
			■	(7) 防災施設			○
■				(8) 管理、その他	○	○	○

4.導入機能の検討

現時点の計画図で道の駅として有効活用できる面積は約 7,500 m²、地域連携機能の想定規模は約 2,000 m²（表の赤枠箇所）です。（敷地形状と面積は変更の可能性あり）

表 -1 導入機能と施設規模（参考）

基本構想時			今年度見直し（案）			
導入施設		想定規模 (m ²)	想定規模 (m ²)	整備の考え方	整備の 必要性	備考
地域連携機能						
(1) 物販施設	特産品販売所	500	1,000	・日用品はコンビニ規模とし、特産品と合わせて物販施設 500 m ² 程度 ・武並町まちづくり町民会議食農部会やハンズ武並等が行っている販売所と連携して、野菜、五平餅、加工食材等の他の販売が考えられる ・周辺の飲食店舗等と連携し、武並町で生産した野菜（山菜を含む）や果物（いちご、桃、ブルーベリー等）を用いた飲食物、五平餅等の販売の可能性もある ・道の駅登録要件として地域振興施設（文化教養施設、観光レクリエーション施設など）が必要	◎	
(2) 飲食施設	フードコート	460			○	
	テイクアウト				○	
	自動販売機	—			○	
(3) 商業施設	スーパーまたはドラッグストア、その他商業施設等	1,000		・恵那市中心部に多く整備されており、競合する可能性がある ・商業施設は武並駅周辺で別途検討することとする	×	
(4) にぎわい創出施設	多目的広場（屋根付き）	500	1,000	・イベント等多目的利用を想定し、方向性にあわせて可能な限り広くとる ・身近な公園や広場、一時避難所として利用する場合は必要 ・イベントや祭り開催スペース等としても利用できる	○	
	多目的広場（屋根なし）	1,000			○	
	会議室	200			△	
(5) 情報提供施設		—	50	・道の駅登録要件として必要（24 時間利用）	◎	道の駅登録に必要な機能
(6) 休憩施設	休憩施設駐車場	8,500	4,500	・小型車 54 台※、大型車 22 台※（※各種基準より算出 ・関係機関等との調整により異なる（道路管理者との分担する場合（一体型）、恵那市党が単独で行う場合（単独型）により変動がある）、 駐車場必要面積、トイレ器数は、再検討が必要 ・道の駅登録要件として駐車場、トイレ、子育て応援施設が必要。（24 時間利用）	◎	道の駅として必要な機能
	地域振興施設駐車場	2,500			◎	道の駅として必要な機能
	休憩施設トイレ	190				
	地域振興施設トイレ	150				
(7) 防災施設	防災広場	—	100	・道路利用者や地域住民の一時避難となるスペースが必要 ・ドクターヘリ離着場は中部大学グラウンドが設定されているため、不要 ・道の駅駐車場や広場は車や照明柱等により離着陸が難しい。	○	
	備蓄倉庫 ※規模は事例をもとに仮定	100※		・中切自治会公民館の敷地内に防災倉庫は有る。道路利用者や地域住民の一次避難所の機能を持たせる場合、備蓄倉庫は必要となる。	○	
(8) その他	事務所	50	750	・管理機能	○	
	バス停	—		・現在は当該地へのバスルートはない。武並駅からは約 700m（徒歩 9 分）でやや距離があるため、バスルートの検討も必要となる。	○	
	通路、付帯施設等 ※規模はその他施設の約1割と仮定	1,500※		・道の駅登録要件として駐車場と便所及びそれらを結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が必要	◎	
合計		16,650	7,500	—	—	—

4.1 導入機能一覧（青字は基本構想で挙げられた施設）

地域連携機能として道の駅に導入が想定される施設を下記に整理します。

各施設の導入にあたり、運営・地域・来訪者の視点から優先度を評価しました。

今後、敷地形状確定後に配置計画を進める中で、優先度を基に施設の取捨選択をしていくことになります。

導入機能	施設		優先度評価（評価点：○2 △1 ×0）					
			運営の視点		地域の視点		来訪者の視点	合計
	種別	最小面積（㎡）	収益性	持続性	独自性	地域への波及効果	付加価値・満足度	
(1) 物販施設	特産物販売	約 170	○ 高い収益を見込める	○ 汎用性が高い	○ 様々な商品開発が可能	○ 様々な資源を活用可能	○ 種類豊富に扱える	10
	レンタルスペース（アンテナショップ）	約 20	△ 収益は限定的	△ 参画事業者が必要	○ 新しい商品・事業創出が可能	○ 様々な資源を活用可能	△ 種類は限定的	7
(2) 飲食施設	フードコート	約 30	○ 効率的な設備投資が可能	○ 設備投資が少なく汎用性が高い	○ 様々な商品開発が可能	△ 食資源を活用可能	○ 食事目的の来訪者が多い	9
	テイクアウト	約 10	○ 休憩時の購入も見込める	○ 設備投資が少なく汎用性が高い	○ 様々な商品開発が可能	△ 食資源を活用可能	○ 手軽に購入できる	9
	レストラン、カフェ、ベーカリー	約 70	○ 高単価を見込める	△ 設備投資が大きく持久力のある参画事業者が必要	○ 様々な商品開発が可能	△ 食資源を活用可能	○ こだわりのある商品を購入できる	8
	自動販売機	約 2	△ 取扱う規模が小さい	△ 企画が必要	○ 話題性を創出できる	△ 取扱う商品は限定的	○ 営業時間外に購入可能	7
	バーベキュー場	約 70	△ 平日の利用が見込めない	△ 設備や食材の管理が必要	△ 近隣に類似施設あり	△ 食資源を活用可能	△ BBQ 単独では難しい	5
(3) 体験施設	栗園、山菜園、摘み取り農園（野菜、フルーツなど）魚のつかみ取り	約 5,000	△ 高単価を見込めるが、季節が限定的	△ 管理、育成が必要	○ 地域の特性を発揮できる	○ 食資源を活用可能 未利用地の活用可能	○ 参加型の体験は満足度に寄与する	8
	料理体験スペース、クラフト体験、食育、多目的スペース	約 50	○ 高単価を見込める	△ 企画が必要	○ 地域の特性を発揮できる	○ 様々な資源を活用可能	○ 参加型の体験は満足度に寄与する	9
	調理、加工施設（6次産業） ※来訪者は見学を想定	約 100	△ 設備投資が大きい	△ 汎用性が低い	○ 地域の特性を発揮できる	△ 新規産業の創出	△ 見学のみのため満足度は限定的	6
(4) 交流創出施設	屋外体験スペース（炭焼き、火起こし、イベント（防災）広場）	約 100	△ 常設ではない、無料イベントも想定される	○ 汎用性が高い	○ 地域の特性を発揮できる	○ 様々な資源を活用可能	○ 訪れる度に新しい体験ができる	9
	展望デッキ、テラス	—	× 収益は見込めない	△ 管理が必要	○ 武並の風景をPRできる	△ 地域へ足を延ばすきっかけになる	△ 休憩のみのため満足度は限定的	5
(5) 情報提供施設	観光案内所、案内ガイド（山菜園利用案内、体験受付、観光案内）	約 20	× 収益は見込めない	△ 形骸化しない工夫が必要	○ 地域の特性をPRできる	○ 地域人材の活用可能	○ 地域の深堀ができる	7